

議員提出第 7号

UR賃貸住宅（旧公団）居住者の居住の安定に関する意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年6月16日

提出者 吉川市議会議員 互 金次郎

賛成者 吉川市議会議員 中 嶋 通 治

〃 鈴 木 加 蔵

〃 山 崎 勝 他

〃 遠 藤 義 法

〃 稲 垣 茂 行

〃 安 田 真 也

吉川市議会議長 日 暮 進 様

提 案 理 由 口 頭

UR賃貸住宅（旧公団）居住者の居住の安定に関する意見書

政府の行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け第2弾」として、4月26日に独立行政法人仕分けが行われ、UR賃貸住宅（旧公団）の大家である独立行政法人都市再生機構が俎上に載り、都市再生機構が行っている①都市再生事業②賃貸住宅事業③関係法人と取り引きの3分野5事業に対する仕分けが行われ、5事業とも「縮減」という方向が打ち出されました。

賃貸住宅事業では、高齢者や低所得者向けの管理は自治体または国が行い、それ以外は民営化を求める意見が多数を占めました。UR賃貸住宅についての評決が「市場家賃部分（つまりすべてのUR賃貸住宅）は民営化の方向」と打ち出したことは極めて重大で、私たち居住者の居住不安は増すばかりです。

つきましては、今回の都市再生機構の見直しに当たり、下記事項に十分にご配慮下さいますよう強く要望します。

1. 独立行政法人見直しにおける都市再生機構の事業見直しにあたっては、UR賃貸住宅の存続と役割の重要性を明確にし、居住者の居住の安定策を推進すること。
2. UR賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられること、また公営住宅入居階層が大半を占めるようになっている実態を踏まえ、公営住宅に準じた家賃制度の導入をはじめ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる制度に改めるための検討を行うこと。
3. UR賃貸住宅の再編（売却・削減、民営化等）の方針を見直して、公共住宅を守る見地から政策を推進すること。
4. UR賃貸住宅への定期借家契約の導入は、公的住宅としての役割にそぐわず、コミュニティ破壊などにつながる反面、積極的意義が無いので取りやめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年6月16日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（行政刷新）